

平成26年度 埼玉県青少年健全育成条例に基づく立入調査について

1 趣旨

青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、青少年の健全な育成を図るため、青少年に関係の深い業種については条例で規制事項を定めている。

当該規制事項の遵守徹底のため、職員による店舗への立入調査を実施し、必要に応じ改善を指導しているものである。

2 立入調査方法

青少年課及び地域振興センターの職員により、事前通告せずに立入調査を行う。概ね3～5年で全店舗を調査するように運用しているが、情勢によって柔軟に対応している。(平成25年度・26年度は携帯電話販売店を重点調査している。)

3 立入調査業種と主な規制事項**(1) インターネットカフェ**

- ・有害図書等の区分陳列義務、青少年に対する閲覧等の禁止
- ・青少年を深夜に入場させる行為の禁止

(2) 書店・レンタルビデオ等、コンビニエンスストア

- ・有害図書等の区分陳列義務、青少年に対する販売の禁止
- ・青少年に対する深夜の帰宅勧奨努力義務

(3) カラオケボックス

- ・青少年を深夜に入場させる行為の禁止

(4) 携帯電話販売店

- ・契約時におけるフィルタリング等の説明及び書面の交付義務
- ・フィルタリングは、所定の書面提出があった場合のみ解除可
- ・提出された書面の保存義務

4 立入調査結果 (平成27年1月末現在速報値)

立入調査店舗数 684店舗

うち指導店舗数 66店舗 (9.6%)

詳細については別紙「立入調査・実施店舗数 (平成26年度)」を参照